

○帯広市消費生活条例施行規則

平成23年 3月31日

規則第15号

帯広市消費生活安定条例施行規則（昭和59年規則第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、帯広市消費生活条例（平成23年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（不当な取引行為に該当する行為の基準）

第2条 条例第15条第3項に規定する不当な取引行為に該当する行為の基準は、別表のとおりとする。

（調査員）

第3条 条例第24条第2項の調査員（以下「調査員」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活関連商品の小売価格と需給動向の調査
- (2) 市が行う調査及びアンケートに関する協力
- (3) 消費生活上の苦情、意見、要望等の報告
- (4) その他消費生活に関する施策に対する協力

2 調査員は、12名以内とし、市長が委嘱する。

3 調査員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（身分証明書の様式）

第4条 条例第29条第3項に規定する証明書は、様式第1号によるものとする。

（あっせん又は調停）

第5条 帯広市消費生活審議会（以下「審議会」という。）は、条例第32条第4項の規定により、そのあっせん又は調停（以下「あっせん等」という。）に付されたときは、速やかにその手続を開始するものとする。

2 審議会は、あっせん等に当たっては、必要に応じ当事者にあっせん等の案を提示するものとする。

3 あっせん等は、当事者間の合意後、その旨を調書に記載し、記名押印したときに成立する。

4 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、あっせん等を打ち切ることができる。この場合において、審議会は、当事者にその旨を通知するものとする。

5 審議会は、第3項の規定によりあっせん等が成立し、又は前項の規定によりあっせん等を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

（貸付の要件）

第6条 条例第33条第1項の資金（以下「資金」という。）の貸付を受けることができる者は、次のすべての要件を満たす個人とする。

- (1) 帯広市の区域内に引き続き3月以上住所を有していること。
- (2) 他の地方公共団体その他の団体から消費者訴訟に要する費用の援助を受けていないこと。
- (3) 資金の貸付を受けなければ、条例第33条第1項の消費者訴訟を提起することが困難であると認められること。

2 条例第33条第1項第2号の規則で定める額は、100万円とする。

（貸付の対象となる費用）

第7条 資金の貸付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用
- (2) 弁護士に支払う報酬
- (3) その他訴訟に要する費用で、市長が認めたもの

（貸付金の額等）

第8条 資金の貸付の額は、訴訟1件につき審級ごとに100万円以内とし、申請の額の範囲内で市長が決定する。

（貸付の申請等）

第9条 資金の貸付を受けようとする者は、消費者訴訟費用資金貸付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 被害概要調書（様式第3号）
- (3) 訴訟費用支払予定額調書（様式第4号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について必要な調査を行うとともに、審議会の意見を聴いて、貸付の可否及び貸付額を決定し、その旨を消費者訴訟費用資金貸付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（貸付の条件）

第10条 市長は、前条第2項の規定により貸付を決定する場合には、貸付の方法、貸付金の返還等に関して条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により貸付に条件を付したときは、消費者訴訟費用資金貸付決定通知書にその旨を記載するものとする。

（資金の貸付）

第11条 第9条第2項の規定により、資金貸付の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に、確実な連帯保証人を定めて消費者訴訟費用資金借用証書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続が完了した後に、資金を貸し付ける。

(追加貸付)

第12条 市長は、資金の全額の貸付を受けた者が、当該資金の対象となる消費者訴訟を遂行するに当たり、貸付を受けた資金に不足を生じると認めるときは、追加して資金を貸し付けることができる。ただし、資金貸付の総額は、第8条に規定する額を超えることはできない。

2 前項の規定により、資金の追加貸付を受けようとする者は、消費者訴訟費用資金追加貸付申請書(様式第7号)に、訴訟費用支払予定額調書及び収支精算書(様式第8号)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、資金の追加貸付について必要な手続は、資金の貸付の例による。

(貸付決定の取消し)

第13条 市長は、第9条第2項の規定により資金貸付の決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項に規定する期間内に消費者訴訟費用資金借用証書を提出しないとき。
- (2) 正当な理由なく第11条第1項の通知を受けた日から3月以内に消費者訴訟を提起しないとき。
- (3) 正当な理由なく消費者訴訟を取り下げたとき。
- (4) 貸付を受けた資金の全部又は一部を第7条に掲げる費用以外に使用したとき。
- (5) 確実な連帯保証人を定めることができなくなったとき。
- (6) 第10条第1項の規定により付された貸付の条件に違反したとき。
- (7) 虚偽の申請その他不正な手段により資金貸付の決定を受けたとき。
- (8) その他条例及びこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により貸付の決定を取り消したときは、当該貸付の決定を受けた者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により資金貸付の決定を取り消した場合において、既に資金を貸し付けているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(資金の返還)

第14条 資金の貸付を受けた者(以下「借受者」という。)は、当該資金貸付の対象となった消費者訴訟の終了の日から起算して6月を経過した日までに、貸付を受けた資金を一括して返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する期間を延長し、又は分割して返還させることができる。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、消費者訴訟費用資金返還期限延長・分割返還申請書(様式第9号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、消費者訴訟費用資金返還期限延長・分割返還

承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（資金の返還の免除）

第15条 条例第33条第3項に規定するその他市長が資金を返還させることが適当でないとする場合は、次に掲げるときとする。

(1) 借受者が死亡し、当該消費者訴訟を承継する者がいないとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第33条第3項の規定により、資金の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟費用資金返還債務免除申請書（様式第11号）にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、免除の額を決定し、消費者訴訟費用資金返還債務免除決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（違約金）

第16条 借受者は、定められた期限までに当該資金を返還しないときは、その返還期限（第14条第2項の規定により返還期限の延長を承認されたときは、延長後の期限）の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還金額につき年10.75パーセントの割合を乗じて得た額に相当する金額を違約金として支払わなければならない。この場合において、違約金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（届出事項）

第17条 借受者は、資金の返還が終わるときまでにおいて、次に掲げる事項に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 消費者訴訟を提起したとき。

(2) 消費者訴訟が終了したとき。

(3) 消費者訴訟の請求内容を変更したとき。

(4) 住所又は氏名を変更したとき。

(5) 連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受者が死亡したときは、その相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（訴訟の経過の報告等）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、消費者訴訟の経過若しくは訴訟費用の使用状況について報告若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第20条 審議会に専門の事項を調査、審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会を代表し、会議の議長となり、付託事項について調査、審議した結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、必要と認めるときに会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会の会議の定足数及び議事については、前2項の規定を準用する。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、消費者行政に関する事務を所管する課において処理する。

(会長への委任)

第23条 前4条に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 条例第15条第1項第1号の規定に該当する行為の基準

(1) 商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような表示等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 商品等の内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を故意に告げず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(3) 商品等の販売に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは事実と誤信させるようなことを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (4) 商品等の販売に際し、事業者の氏名、名称、住所等事業者を特定する情報を明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 自らを官公署、公共的団体その他著名な法人の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は商品等の販売につき官公署、公共的団体その他著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 商品等の販売に際し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 商品等の内容又は取引条件等が実際のもの又は他の事業者が供給するものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 法令等により商品等の設置、購入又は利用が義務付けられているかのような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

2 条例第15条第1項第2号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして、不当な不利益をもたらす内容を定めた契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 契約を締結する上で重要な事項となる消費者の年齢、職業、収入等を偽るようによそよそし、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して、又は消費者が契約を締結する意思のない旨を表示しているにもかかわらず、当該消費者が居住し、若しくは業務を行っている場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 消費者を威迫し、健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等心理的に不安な状態に陥れる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 路上その他の場所で消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、執ように又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 商品等を販売する目的で、無料検査、親切行為その他の無償又は著しく廉価の商品等の提供を行い、これによる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請にかかわらず、貸金業者等からの借入れその他

の信用の供与を受けること又は預貯金、生命保険その他金融商品の解約等をするを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(10) 消費者が商品等を購入する意思を示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送り付け、代金引換で受領させ、契約を締結させる行為

(11) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しく廉価で提供すること等により、消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(12) 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者の自宅等に電話し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(13) 高齢者等の心身機能の低下等に乗じて、又はこれらの事情をしん酌せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

3 条例第15条第1項第3号の規定に該当する行為の基準

(1) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張に関する定めにおいて、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について事実と異なることを記載した契約書面を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者にとって不当に過大な量の商品等若しくは不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約又は消費者の財産の状況に照らして不相応若しくは不要な支出を強いる契約を締結させる行為

(5) 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させる行為

(6) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った内容の契約を締結させる行為

(7) 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる事業者の免責に関する定めがある内容の契約を締結させる行為

(8) 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる契約条件の変更を事業者が一方的に行うことができる内容の契約を締結させる行為

(9) 消費者に対する名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為

4 条例第15条第1項第4号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者の自宅等に電話し、又は訪問して、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- (2) 消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、預金の払戻し、金銭の借入れ又は生命保険等の解約等をさせることにより、消費者に金銭を調達させ、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、消費者の情報を第三者に通知する旨の言動等を用いて、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- (4) 契約の成立又は有効性を消費者が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

5 条例第15条第1項第5号の規定に該当する行為の基準

- (1) 履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の督促に対し、適切な対応をすることなく、契約に基づく債務の履行を遅延し、又は債務の履行を拒否する行為
- (2) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由に対応を拒み、債務の履行を遅延し、又は債務の履行を拒否する行為

6 条例第15条第1項第6号の規定に該当する行為の基準

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利（契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利その他これらに類する権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為
- (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価その他の法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金若しくは損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要する行為
- (4) 消費者のクーリング・オフの権利その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為

7 条例第15条第1項第7号の規定に該当する行為の基準

- (1) 商品等の販売等に際し、消費者に勧誘を望まない旨の意思を示す機会を与えず、又は当該機会を与えるに当たって消費者の身体及び精神の状況等をしん酌せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (2) 商品等の販売等に際し、消費者が勧誘を望まない旨又は契約の締結を拒絶する旨の意思を示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 消費者が事業者に対して当該消費者の住所、勤務先その他の場所から退去すべき旨の意思を示したことに反して、又はそのように望んでいることを知ることができたにもかかわらず、当該場所から退去せずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 消費者が広告等（電磁的方法によるものを含む。）の送付を望まない旨の意思を示したにもかかわらず、又は消費者に当該意思を示す機会を与えることなく、広告等により消費者を誘引し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 消費者が商品を購入する意思を示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求する等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 消費者の意に反して、執ように同一の消費者に対し商品等を次々と続けて提供するための契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

8 条例第15条第2項第1号の規定に該当する行為の基準

- (1) 与信契約等の締結の勧誘若しくは締結又は債務の履行に関する第1号から第7号までに規定する行為
- (2) 信用の供与等が消費者の返済能力を超えることが明らかであることを知り、又は知り得べきであるにもかかわらず、当該与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (3) 与信契約等において、販売業者等（商品等の販売を行う事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）に対して生じている事由をもって、消費者が正当な根拠に基づき支払請求を拒否しているにもかかわらず、消費者に債務の履行を迫り、又は履行をさせる行為

9 条例第15条第2項第2項の規定に該当する行為の基準

- (1) 販売業者等の行為が第1号から第7号までに規定する行為のいずれかに該当することを知りながら、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (2) 信用の供与等に係る加盟店等（加盟店契約を締結している販売業者等その他提携関係にある販売業者等をいう。）を適切に管理し、及び審査していれば、当該加盟店等の行為が第1号から第7号までに規定するいずれかの行為に該当することを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為